

「中華人民共和國標準化法」 新旧対照表

旧法：中華人民共和國標準化法 (1988年12月29日)	新法：中華人民共和國標準化法 (2017年11月4日)
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 社会主義の商品經濟を發展させ、技術の進歩を促進し、製品の品質を改善し、社会の經濟的効果を向上させ、国と人民の利益を保護し、標準化の事業を社会主義の近代化建設及び對外經濟關係の發展に適応させるために、本法を制定する。</p>	<p>第1条 標準化事業を強化し、製品とサービスの品質を高め、科学技術の進歩を促進し、人身の健康と生命、財産の安全を保障し、国の安全、生態環境の安全を保護し、經濟・社会の發展水準の向上を図るため、本法を制定する。</p>
<p>第2条 以下に記載する統一を必要とする技術基準については、標準を制定しなければならない。</p> <p>(1) 工業製品の品種、規格、品質、等級、又は安全、衛生の基準。</p> <p>(2) 工業製品の設計、生産、検査、包装、貯蔵、輸送、使用方法又は生産、貯蔵、輸送過程の安全、衛生基準。</p> <p>(3) 環境保全に関する各種技術基準及び検査方法。</p> <p>(4) 建設工事の設計、施工方法及び安全の基準。</p> <p>(5) 工業生産、工事建設及び環境保全に関する技術用語、符号、略号及び製図方法。</p> <p>重要な農産物及びその他の標準の制定が必要な項目は、國務院が定める。</p>	<p>第2条 本法でいう標準(標準サンプルを含む)とは、農業、工業、サービス業、社会事業等の分野において統一が必要な技術要件をいう。</p> <p>標準は、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準を含む。国家標準は、強制標準、推奨標準に分けられ、業界標準、地方標準は推奨標準である。</p> <p>強制標準は、必ず適用しなければならない。国は、推奨標準の採用を推奨する。</p>
<p>第3条 標準化事業の任務は標準を制定し、標準の実施を組織し並びに標準の実施に対し監督を行うことである。</p> <p>標準化の事業は国民經濟社会發展計画に組み入れなければならない。</p>	<p>第3条 標準化事業の任務は標準を制定し、標準の実施を手配し、標準の制定、実施に対する監督を行うことである。</p> <p>県級以上の人民政府は、標準化事業を同級の国民經濟社会發展計画に組み入れ、標準化事業の経費をその予算に組み入れなければならない。</p>
<p>第4条 国は国際標準を積極的に採用するよう奨励する。</p>	<p>第4条 標準の制定は、科学技術研究の成果と社会の実験經驗を基礎とし、入念な調査・検討を行い、広く意見を募集し、標準の科学性、規範性、適時性を保証し、標準の質を高めなければならない。</p>
<p>第5条 國務院の標準化行政主管部門は全国の標準化事業を一元的に管理する。國務院の關係行政主管部門はその部門、その業種の標準化事業を管理する。</p> <p>省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門は所轄行政区域の標準化事業を一元的に管理する。省・自治</p>	<p>第5条 國務院の標準化行政主管部門は全国の標準化事業を一元的に管理する。國務院の關係行政主管部門はその部門、その業界の標準化事業を管理する。</p> <p>県級以上の地方人民政府の標準化行政主管部門は所轄行政区域内の標準化事業を一元的に管理する。県</p>

<p>区・直轄市の政府関係行政主管部門は所轄行政区域内のその部門、その所轄業種の標準化事業を管理する。</p> <p>市・県の標準化行政主管部門と関係行政主管部門は、省・自治区・直轄市の政府が定められたそれぞれの職責に基づき、その行政区域内の標準化事業を管理する。</p>	<p>級以上の地方人民政府の関係行政主管部門は、所轄行政区域内のその部門、その所轄業種の標準化事業を管理する。</p>
	<p>第6条 国務院は、標準化に関する協調の仕組みを構築し、標準化重大改革を一元的に推進し、標準化に関する重大政策を研究し、部門、分野に跨る、重大な論争のある標準の制定及び実施について協調を図る。</p> <p>設区市（市轄区が設置された地級市——訳注）以上の地方人民政府は、業務遂行上の必要性に応じて、標準化に関する協調の仕組みを構築し、所轄行政区域内の標準化事業の重大事項を統制、調整することができる。</p>
	<p>第7条 国は、企業、社会团体、教育・科学研究機関等が標準化事業を実施し、又はこれに参加することを奨励する。</p>
	<p>第8条 国は、国際標準化活動への関与を積極的に促し、標準化に関する対外協力及び交流を実施し、国際標準の制定に関与し、国情を加味して国際標準を取り入れ、中国の国内標準と国外の標準の間での転換、活用を推進する。</p> <p>国は、企業、社会团体、教育・科学研究機関等が国際標準化活動に関与することを奨励する。</p>
	<p>第9条 標準化事業において顕著な業績を収めた組織と個人に対し、国の関係規定に従って表彰及び褒章を与える。</p>
<p>第2章 標準の制定</p>	<p>第2章 標準の制定</p>
<p>第6条 全国的範囲で統一を必要とする技術基準については、国家標準を制定しなければならない。国家標準は国務院の標準化行政主管部門が制定する。国家標準はないが、全国的にある種の業種の範囲内で統一を必要とする技術基準については、業種標準を制定することができる。業種標準は国務院の関係行政主管部門が制定し、かつ国務院の標準化行政主管部門に届け出る。国家標準が公布された後は、その業種標準は同時に廃止する。国家標準及び業種標準がない場合は、省・自治区・直轄市の範囲内で統一を必要とする工業製品の安全・衛生基準については、地方標準を制定することができる。地方標準は、省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が制定し、かつ国務院の標準化行政主管部門及び国務院関係行政主管部門に届け出ることが、国家標準又は業種標準が公布された後は、その地</p>	<p>第10条 人身の健康及び生命、財産の安全、国の安全、生態環境の安全並びに経済・社会の管理の基本的な需要を満たす技術要件について、強制国家標準を制定しなければならない。</p> <p>国務院の関係行政主管部門は、職責に基づき、強制国家標準のプロジェクト提起、起草、意見募集、技術審査の手配を担う。国務院の標準化行政主管部門は、強制国家標準の立案、付番、対外報告を担う。国務院の標準化行政主管部門は、制定しようとする強制国家標準が前項の規定に適合するか否かについて立案審査を行い、前項の規定に適合する場合は立案しなければならない。</p> <p>省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門は、国務院の標準化行政主管部門に強制国家標準に関する立案を提案することができ、国務院の標準化行</p>

<p>方標準は同時に廃止する。</p> <p>企業は生産した製品に国家標準及び業種標準がない場合は、企業標準を制定し、生産遂行の根拠としなければならない。企業の製品標準は、地元政府の標準化行政主管部門及び関係行政主管部門に届け出なければならない。国家標準又は業種標準があた場合は、国は企業が国家標準及び業種標準により厳しい企業標準を制定し、企業内部で実施するよう奨励する。</p> <p>標準の制定について法律が別に定める場合は、法律の規定に従って実行する。</p>	<p>政主管部門は、國務院の関係行政主管部門と共同で決定する。社会団体、企業及び事業組織並びに公民は、國務院の標準化行政主管部門に強制国家標準の立案を提案することができ、國務院の標準化行政主管部門は、立案が必要と考える場合は、國務院の関係行政主管部門と共同で決定する。</p> <p>強制国家標準は、國務院が承認、公布し、又は承認、公布を許可する。</p> <p>法律、行政法規、國務院の決定に、強制標準の制定について別段の規定がある場合はその規定に従う。</p>
<p>第 7 条 国家標準、業種標準は、強制標準と推薦標準に分かれる。人体の健康、人身、財産の安全を保障する標準及び法律・行政法規における強制執行の標準は強制標準であり、その他の標準は推薦標準である。</p> <p>省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が工業製品の安全、衛生基準について制定した地方標準は、所轄行政区域内では強制標準である。</p>	<p>第 11 条 基礎的、汎用的であり、強制国家標準に関連し、関係各業界に対して先導的な役割を果たす等の需要を満たす技術要件について、推奨国家標準を制定することができる。</p> <p>推奨国家標準は、國務院の標準化行政主管部門が制定する。</p>
	<p>第 12 条 推奨国家標準がなく、全国の特定の業界内で統一が必要な技術要件について、業界標準を制定することができる。</p> <p>業界標準は、國務院の関係行政主管部門が制定し、國務院の標準化行政主管部門に届出を行う。</p>
	<p>第 13 条 地方の自然環境、風俗習慣等の特別な技術要件を満たすため、地方標準を制定することができる。</p> <p>地方標準は、省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が制定する。設区市の人民政府の標準化行政主管部門は、所轄行政区域の特殊な需要に応じて、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門の承認を経て、所轄行政区域の地方標準を制定することができる。地方標準は、省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が國務院の標準化行政主管部門に届出を行い、國務院の標準化行政主管部門が國務院の関係行政主管部門に報告する。</p>
<p>第 8 条 標準の制定は安全と人民の身体の健康を保障し、消費者の利益を保護し、環境の保全に有利でなければならない。</p>	<p>第 14 条 人身の健康及び生命・財産の安全、国の安全、生態環境の安全並びに経済・社会の発展にとって緊急に必要とされる標準プロジェクトについて、標準を制定する行政主管部門は、優先的に立案し、速やかに完成させなければならない。</p>
	<p>第 15 条 強制標準、推奨標準の制定にあたり、立案時に、関係行政主管部門、企業、社会団体、消費者、教育・科学研究機関等の実際の需要に対する調査を行い、標準制定の必要性、実行可能性について検証・評価を行わなければならない。制定にあたり、利便性、</p>

	有効性の重視を原則とし、さまざまな方式を用いて意見を募集し、標準にかかわる事項について調査・分析、実験、検証を手配し、関係標準の間に協調性、関連性を持たせなければならない。
	第 16 条 推奨標準の制定にあたり、関係者で構成される標準化技術委員会を組織し、標準の起草、技術審査業務を担わせなければならない。強制標準の制定にあたり、関係標準化技術委員会に標準の起草、技術審査活動を委託することができる。標準化技術委員会が組織されていない場合は、関係標準の起草、技術審査活動を担う専門家グループを設立しなければならない。標準化技術委員会と専門家グループの組織は、広範囲において代表性を有さなければならない。
	第 17 条 強制標準の文書は、無償で社会に公開しなければならない。国は、無償で社会に推奨標準の文書を公開することを促進する。
	第 18 条 国は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連の市場主体と協力し、市場及びイノベーションに必要な団体標準を共同で制定し、その団体の構成員が取り決めにより採用し、又はその団体の規定に従い、任意で採用できる標準として社会に提供することを推奨する。 団体標準の制定にあたり、開放性、透明性、公平性の遵守を原則とし、各参加主体が関係情報を取得することを保証し、各参加主体の共通の需要を反映し、かつ標準にかかわる事項に対する調査、分析、実験、検証を手配しなければならない。 国务院の標準化行政主管部門は、国务院の関係行政主管部門と共同で、団体標準制定の規範化、誘導、監督を行う。
	第 19 条 企業は、必要に応じて企業標準を自発的に制定し、又は他の企業と共同で企業標準を制定することができる。
	第 20 条 国は、主要産業、戦略的新興産業、基幹・基盤技術等の分野において、自主イノベーション技術を利用し、団体標準、企業標準を制定することを支援する。
	第 21 条 推奨国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準の技術要件は、強制国家標準の関連技術要件の水準を下回ってはならない。 国は、社会団体、企業が推奨標準にかかわる技術要件の水準を上回る団体標準、企業標準を制定することを推奨する。
第 9 条 標準の制定は国の資源の合理的使用、科学技	第 22 条 標準の制定は、資源の科学的かつ合理的な

<p>術の成果の普及、経済効果の向上に有利でなければならない。かつ使用基準に適合し、製品の通用交換性に有利で、技術上の先進性、経済上の合理性を備えなければならない。</p>	<p>利用、科学技術の成果の普及、製品の安全性、汎用性、代替可能性の強化、経済効果、社会効果、環境効果の向上に役立つものとし、技術的な先進性、経済的な合理性を持たせなければならない。</p> <p>標準を利用して、商品、サービスの自由な流通を妨害する等、市場における競争を排除、制限する行為を禁止する。</p>
<p>第 10 条 標準の制定は関係標準との協調、整合性を貫かなければならない。</p>	
<p>第 11 条 標準の制定は対外経済技術協力と対外貿易の促進に有利でなければならない。</p>	
<p>第 12 条 標準の制定は業種別協会、科学研究機構及び学術団体の役割を發揮させなければならない。</p> <p>基準を制定する部門は、専門家で構成された標準化技術委員会により構成しなければならない。草案の作成に責任を負い、標準化案の審査業務に加わらせなければならない。</p>	
<p>第 13 条 標準の実施後、標準を制定した部門は、科学技術の発展と経済建設の必要に基づいて適時再審査を行い、現行の標準が引続き有効であるか又は改訂、廃止すべきかを確認しなければならない。</p>	
	<p>第 23 条 国は、標準化された軍民融合と資源共有を推進し、軍民の標準の汎用化の度合いを高め、国防及び軍隊建設において先進的で有用な民用標準を採用し、先進的で有用な軍用標準の民用標準への転換を積極的に促進する。</p>
	<p>第 24 条 標準は、付番規則に従って付番を行わなければならない。標準の付番規則は、国务院の標準化行政主管部門が制定し、公布する。</p>
<p>第 3 章 標準の実施</p>	<p>第 3 章 標準の実施</p>
<p>第 14 条 強制標準は必ず実行しなければならない。強制標準に合致しない製品は、生産、販売、輸入を禁止する。推薦標準は、国が企業自らが採用するよう奨励する。</p>	<p>第 25 条 強制標準に適合しない製品、サービスについて、生産、販売、輸入し、又は提供してはならない。</p>
<p>第 15 条 企業は、国家標準又は業種標準の製品について、国务院標準化行政主管部門又は国务院標準化行政主管部門が権限を与えた部門に対し、製品の品質認定を申請することができる。認定に合致した場合は、認定部門が認定証明書を発行し、製品又はその包装上に所定の認証標識の使用を許す。</p> <p>すでに認定証明書を取得した製品が国家標準又は業種標準に合致しない場合、又は製品が認可を得ていない或いは認定に合格しなかった場合は、認証標識を使用して出荷販売してはならない。</p>	

<p>第 16 条 輸出製品の技術基準は、契約の約定によって実行する。</p>	<p>第 26 条 輸出製品、サービスの技術基準は、契約の取り決めに基づいて適用する。</p>
	<p>第 27 条 国は、団体標準、企業標準の自己表明による公開及び監督制度を適用する。企業は、自身が適用する強制標準、推奨標準、団体標準又は企業標準の番号と名称を公開しなければならない。企業は、自ら制定した企業標準を適用する場合は、さらに製品、サービスの機能指標と製品の性能指標を公開しなければならない。国は、団体標準、企業標準について、標準情報公共サービスプラットフォームを通じて社会に公開することを推奨する。</p> <p>企業は、標準に従って生産・経営活動を手配しなければならない。企業が生産する製品、提供するサービスは、企業が公開する標準の技術要件に適合しなければならない。</p>
<p>第 17 条 企業が新製品を研究開発し、製品を改善し、技術改善を行う場合は、標準化の基準に適合しなければならない。</p>	<p>第 28 条 企業が新製品を研究開発し、製品を改善し、技術改善を行う場合は、本法に定められた標準化の基準に適合しなければならない。</p>
	<p>第 29 条 国は、強制標準実施状況統計分析の報告制度を構築する。</p> <p>国務院の標準化行政主管部門と国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門は、標準実施情報のフィードバック及び評価の仕組みを構築し、フィードバック及び評価の状況に基づいて、それらが制定した標準について再審査を行わなければならない。標準の再審査期間は通常、5年を超えない。再審査を経て、経済・社会の発展の需要及び技術の進歩に適応しない場合は、速やかに改定又は廃止しなければならない。</p>
	<p>第 30 条 国務院の標準化行政主管部門は、標準実施情報のフィードバック、評価、再審査の状況に基づき、関係標準間の重複、交錯があり、又は連動性、関連性がない場合は、国務院の関係行政主管部門と共同で処理し、又は国務院の標準化の協調の仕組みを通じて処理しなければならない。</p>
	<p>第 31 条 県級以上の人民政府は、標準化に関する試行・モデル事業及び周知活動の実施を支援し、標準化の理念を伝達し、標準化の経験を広め、社会全体が標準化の方式を活用して生産、経営、管理、サービスを手配するよう後押しし、構造転換・高度化の促進、イノベーション主導型の発展の主導に対する標準の下支え役としての役割を發揮しなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">第 4 章 管理・監督</p>
<p>第 18 条 県級以上の政府の標準化行政主管部門は、</p>	<p>第 32 条 県級以上の人民政府の標準化行政主管部門、</p>

<p>標準の実施の進行に対し、監督、審査の責任を負う。</p>	<p>関係行政主管部門は、法定の職責に基づき、標準の制定について指導及び監督を行い、標準の実施について監督・検査を行う。</p>
<p>第 19 条 県級以上の政府の標準化行政主管部門は、必要により検査機関を設置することができ、又はその他の検査組織に権限を与えて、製品について標準に適合しているかどうかの検査を行うことができる。法律・行政法規が検査機関に対して別に規定がある場合は、法律・行政法規の定めにより実行する。</p> <p>関係製品が標準に適合しているかどうかの紛争を処理する場合は、前条に定める検査機関の検査データを根拠とする。</p>	
	<p>第 33 条 国務院の関係行政主管部門による標準の制定、実施の過程で論争が生じた場合は、国務院の標準化行政主管部門が協議を手配する。協議が調わない場合は、国務院の標準化に関する協調の仕組みにより解決を図る。</p>
	<p>第 34 条 国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定による標準に対する付番、再審査又は届出を行わない場合において、国務院の標準化行政主管部門は、それらに状況の説明、指定した期限までに是正するよう求めなければならない。</p>
	<p>第 35 条 いかなる組織又は個人も、標準化行政主管部門、関係行政主管部門に対し、本法の規定に違反する行為について通報、苦情を申し立てる権利を有する。</p> <p>標準化行政主管部門、関係行政主管部門は、通報、苦情の受理のための電話番号、苦情受付箱又はメールアドレスを社会に公開し、通報、苦情の受付担当者を手配しなければならない。通報者又は苦情申立人の実名での通報、苦情申立てについて、通報、苦情を受理する行政主管部門は、処理結果を告知し、通報者の秘密を守り、国の関係規定に従って通報者に褒章を与えなければならない。</p>
<p>第 4 章 法的責任</p>	<p>第 5 章 法的責任</p>
	<p>第 36 条 製品の生産、販売、輸入又はサービスの提供が強制標準に適合しない、又は企業が生産する製品、提供するサービスがその公開する標準の技術要件に適合しない場合は、法により民事責任を負う。</p>
<p>第 20 条 強制標準に適合しない製品を生産、販売、輸入した場合は、法律・行政法規に定めた行政主管部門が法により処理する、法律・行政法規に定めがない場合は、工商行政管理部門が製品と違法な所得を没収</p>	<p>第 37 条 製品の生産、販売、輸入又はサービスの提供が強制標準に適合しない場合は、「中華人民共和国製品質量法（中華人民共和国製品品質法）」、「中華人民共和国進出口商品検査法（中華人民共和国輸出入</p>

<p>し、併せて科料を科する。重大な結果をきたし犯罪を構成する場合は、直接の責任者に対し法により刑事責任を追及する。</p>	<p>商品検査法)」、「中華人民共和国消費者權益保護法」等の法律、行政法規の規定により調査、処理を行い、信用記録に記入し、関係する法律、行政法規の規定により公示する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第 21 条 認定証明書が発給された製品が国家標準又は業種標準に適合しないにもかかわらず、認証標識を使用して出荷販売した場合は、標準化行政主管部門は販売の停止を命じ、併せて科料を科する。情状が深刻な場合は、認証部門はその認定証明書を取り消す。</p>	
<p>第 22 条 製品が認定を受けていないか又は認定に合格していないにもかかわらず、勝手に認証標識を使用して出荷販売した場合は、標準化行政主管部門は販売の停止を命じ、併せて科料を科する。</p>	
<p>第 23 条 当事者が製品の没収、違法所得の没収及び科料処罰に不服がある場合は、処罰の通知を受け取った日から15 日以内に、処罰決定をした機関の1 級上の機関に再審を申立てることができる。再審の決定に不服がある場合は、再審決定を受け取った日より15 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。当事者は処罰通知を受け取った日から15 日以内に直接人民法院に訴えを提起することもできる。当事者が一定期間を経過しても再審の申請をせず又は人民法院に訴えを提起もせず、さらに処罰決定を実行しない場合は、処理を決定した機関は人民法院に強制執行を申請する。</p>	
	<p>第 38 条 企業が、自身が適用する標準について、本法の規定による公開を行わない場合は、標準化行政主管部門が指定した期限までに是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、標準情報公共服务平台プラットフォームにおいて公示する。</p>
	<p>第 39 条 國務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が制定した標準が本法の第 21 第 1 項、第 22 条第 1 項の規定に適合しない場合は、速やかに是正しなければならない。是正を拒否した場合は、國務院の標準化行政主管部門が当該標準の廃止を公告する。責任を負う指導者及び直接責任者に対しては、法により処分を下す。</p> <p>社会団体、企業が制定した標準が本法第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定に適合しない場合は、標準化行政主管部門が指定した期限までに是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、省以上の人民政府の標準化行政主管部門が当該標準を廃止し、標準情報公共服务平台プラットフォームにおい</p>

	<p>て公示する。</p> <p>本法第 22 条第 2 項の規定に違反し、標準を利用して市場における競争を排除、制限する行為を実施した場合は、「中華人民共和国反壟断法（中華人民共和国独占禁止法）」等の法律、行政法規の規定により処理する。</p>
	<p>第 40 条 国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定による標準に対する付番又は届出を行わず、さらに本法第 34 条の規定による是正を行わない場合は、国務院の標準化行政主管部門が当該標準の番号を抹消し、又は届出を行っていない標準の廃止を公告する。責任を負う指導者及び直接責任者に対して、法により処分を下す。</p> <p>国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定によるそれらが制定した標準に対する再審査を行わず、さらに本法第 34 条の規定による是正を行わない場合は、責任を負う指導者及び直接責任者に対して、法に基づき処分を行う。</p>
	<p>第 41 条 国務院の標準化行政主管部門は、本法第 10 条第 2 項の規定による強制国家標準の制定に関するプロジェクトの立案を行わない、又は制定した標準が本法第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定に適合しない、又は本法の規定による標準に対する付番、再審査若しくは届出を行わない場合は、速やかに是正しなければならない。責任を負う指導者及び直接責任者に対しては、法に基づき処分を行うことができる。</p>
	<p>第 42 条 社会团体、企業が本法の規定による団体標準又は企業標準に対する付番を行わない場合は、標準化行政主管部門は、指定した期限までに是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、省以上の人民政府の標準化行政主管部門が当該標準番号を抹消し、標準情報公共サービスプラットフォームにおいて公示する。</p>
<p>第 24 条 標準化事業の監督、検査、管理を担当する要員が法律に違反し職責をおそろかにし、私利をむさぼり、汚職をはたらいた場合は、行政処分を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第 43 条 標準化事業の監督、管理の担当者が職権濫用、職責怠慢、不正行為を実施した場合は、法に基づき処分を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第 5 章 付則</p>	<p>第 6 章 付則</p>
<p>第 25 条 本法の実施条例は国務院が制定する。</p>	<p>第 44 条 軍用標準の制定、実施、監督に関する弁法について、国務院、中央軍事委員会が別途制定する。</p>
<p>第 26 条 本法は1989 年4 月1 日から施行する。</p>	<p>第 45 条 本法は、2018 年1 月1 日から施行する。</p>

出所：

2017年11月4日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031446.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。